

E i w a N e w s

平成26年度税制改正案の概要

平成26年1月
(No. 102)

謹んで新春のご祝詞を申し上げます。

昨年中は格別のご厚情にあずかり、心より御礼申し上げます。

皆様のますますのご発展を祈念しますとともに、本年も一層のお引き立てを賜りますよう、
お願い申し上げます。

さて、昨年12月24日に平成26年度税制改正大綱が閣議決定されました。

本大綱には、復興特別法人税の1年前倒し廃止や交際費の50%を非課税とする企業の減税措置を講じる一方で、給与所得控除の上限の引下げや軽自動車税の増税など、家計に負担を求める措置が盛り込まれています。

また、平成25年10月1日に前倒しで決定した「民間投資活性化等のための税制改正大綱」（本誌 No. 101）も含まれています。

今回は、平成26年度税制改正大綱のうち昨年末に決定した主な項目をご紹介します。

[1] 個人所得税

(1) 給与所得控除の上限の引下げ

所得税の給与所得控除は、現行では給与収入が1,500万円を超える場合は245万円が上限とされていますが、平成28年分から給与収入が1,200万円を超える場合の給与所得控除の上限が230万円、平成29年分から給与収入が1,000万円を超える場合の給与所得控除の上限が220万円と、段階的に引下げられます。

また、個人住民税については、平成29年度分、平成30年度分からそれぞれ適用されます。

(2) ゴルフ会員権の譲渡損失

現行では、ゴルフ会員権の譲渡により生じた損失は給与所得などの他の所得と損益通算をすることができますが、平成26年4月1日以後の譲渡については、その損失は他の所得との損益通算ができなくなります。

(3) 相続した土地を譲渡した場合の相続税額の取得費加算

現行では、相続した土地を譲渡した場合の譲渡所得に係る所得税の計算において取得費に加算される金額は、譲渡した者が相続した全ての土地に対応する相続税相当額とされていますが、平成27年以後の相続等により取得した土地の譲渡については、譲渡した土地にのみ対応する相続税相当額となります。

[2] 法人税

(1) 復興特別法人税の1年前倒し廃止

復興特別法人税は、東日本大震災からの復興のための必要な財源の確保として、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に最初に開始する事業年度開始の日から3年間課税されることとされていましたが、1年間前倒しで終了することとなります。

(2) 交際費課税の見直し

交際費等の損金不算入制度について、適用期限を2年間延長したうえで、資本金が1億円を超える法人については支出飲食費の50%まで損金の額に算入できることとなります。

また、資本金が1億円以下の中小法人については、中小法人に係る損金算入の特例（支出交際費等の800万円まで損金算入）との選択適用となります。

対象企業	現行の損金不算入額	改正案の損金不算入額
資本金1億円超	全額損金不算入	支出交際費等の額 －支出飲食費×50%…①
資本金1億円以下	支出交際費等の額－800万円 …②	①と②の選択適用

[3] 消費税

(1) 消費税の簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

簡易課税制度において、金融業及び保険業を第5種事業とし、みなし仕入率が60%から50%に、不動産業を第6種事業とし、みなし仕入率が50%から40%に引下げられます。

この改正は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用となります。

[4] その他

(1) 車体課税の見直し

自動車取得税については、平成26年4月1日の消費税率8%への引上げ時に自家用車は5%から3%に、営業用車及び軽自動車は3%から2%にそれぞれ引下げられ、平成27年10月1日に予定されている消費税率10%への引上げ時に廃止されます。

また、軽自動車税については、平成27年4月1日以後の新規取得に係る税率を自家用車は1.5倍に、その他の車両は約1.25倍にそれぞれ引上げられます。

(2) 検討事項

消費税の軽減税率については、消費税率10%時に導入することとし、そのための詳細な内容について検討し、平成26年12月までに結論を得て、与党税制改正大綱を決定するとしています。

この他、法人実効税率の引下げについても検討がされています。

これらの改正項目は、次の通常国会において審議・可決される見通しです。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。